

第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画

大 牟 田 市

はじめに



少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、社会全体で子ども・子育てを支援していくことが求められています。

国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」のもと、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大・確保、そして、地域の子ども・子育て支援の充実を図ってきました。その後も、幼児教育・保育の無償化、

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の推進、児童虐待防止対策の強化など、総合的な子ども・子育て支援に取り組んでいます。

本市におきましても、国の動きと併せて、「大牟田市総合計画」や「大牟田市地域福祉計画」を踏まえ、平成27年3月に「安心して子どもを産み、育てることのできるまち」を目指して、「大牟田市子ども・子育て支援事業計画(計画期間：平成27年度～令和元年度)」を策定し、様々な支援策に取り組んできたところです。

この「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了しますことから、これまでの取組みに対する評価・検証を行うとともに、国における子育て支援制度、本市の現状等を踏まえつつ、さらなる子育て支援の充実を図るために本計画を策定しました。

将来を担う子どもたちが、このまちで安心して仕事をしながら生活できる未来を目指し、子育て世代に魅力的なまちづくりに取り組んで参りたいと考えておりますので、ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画を策定するにあたり、ご尽力いただきました大牟田市子ども・子育て会議の皆様をはじめ、市民アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力いただいた市民の皆様並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

大牟田市長 関 好孝

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	4
5 策定体制	4
6 市民意見の把握	5
第2章 大牟田市の現状	7
1 大牟田市の状況	7
2 アンケート調査結果からみえる現状	12
3 大牟田市子ども・子育て支援事業計画の評価	14
4 アンケート調査結果等にみる課題	16
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念	20
2 基本目標	20
3 基本施策	21
4 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性	22
5 施策体系図	24
第4章 施策の具体的な取り組み	25
1 地域における多様な子育て支援	25
2 母と子どもの健康支援	25
3 仕事と家庭が両立できる環境づくり	26
4 様々な家庭への子育て支援の充実	27

第5章 量の見込みと確保方策	31
1 大牟田市における児童人口の推計	31
2 大牟田市の家庭類型	32
3 量の見込みの算出方法	33
4 教育・保育提供区域の設定	34
5 量の見込みを定める事業とその事業内容	35
6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	37
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	56
第6章 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進 ...	57
1 教育・保育の一体的提供	57
2 教育・保育等の質の確保及び向上	57
3 小学校との連携の推進	57
第7章 計画の推進	58
1 計画の推進体制	58
2 進捗状況の管理	58
3 計画の見直し	58
資料編	59
1 計画策定の経過	59
2 大牟田市子ども・子育て会議	60
3 大牟田市子ども・子育て委員会	62
4 関連施設一覧表	65
5 用語集	71



計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会の動向

急速な少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済へ深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、児童虐待の増加、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し子どものより良い育ちを実現することが求められています。

(2) 国の動向

「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、平成27年4月から、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

「子育て安心プラン」を平成29年6月に公表し、令和2年度末までに待機児童を解消するとともに女性の就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとしています。

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策及び生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から、幼児教育・保育の無償化を令和元年10月から開始しました。

「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に策定し、更なる共働き家庭等の世帯数の増加を見込み、目標として令和3年度末までに放課後児童クラブの待機児童を解消するための受け皿を整備することとしています。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を平成26年1月に施行、「子どもの貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定し、(1)教育の支援、(2)生活の支援、(3)保護者に対する就労の支援、(4)経済的支援といった事項ごとに、当面取り組むべき重点施策を掲げ、子どもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

「母子保健法」を平成29年4月に改正し、専門知識を生かしながら利用者の視点に立った妊娠・出産・子育てに関する支援のマネジメントを行うことを目的として、子育て世代包括支援センター（法律における名称は「母子健康包括支援センター」。）を市区町村に設置することを努力義務とし、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターを全国に設置することとしています。

「児童福祉法等の一部を改正する法律」を令和元年6月に制定し、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護として親権者の児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等が明記されています。



2 計画策定の趣旨

本計画は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念を踏まえ、同法第61条第1項に基づき、国が定める基本指針に即して策定します。

子ども・子育て支援法

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第61条第1項 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

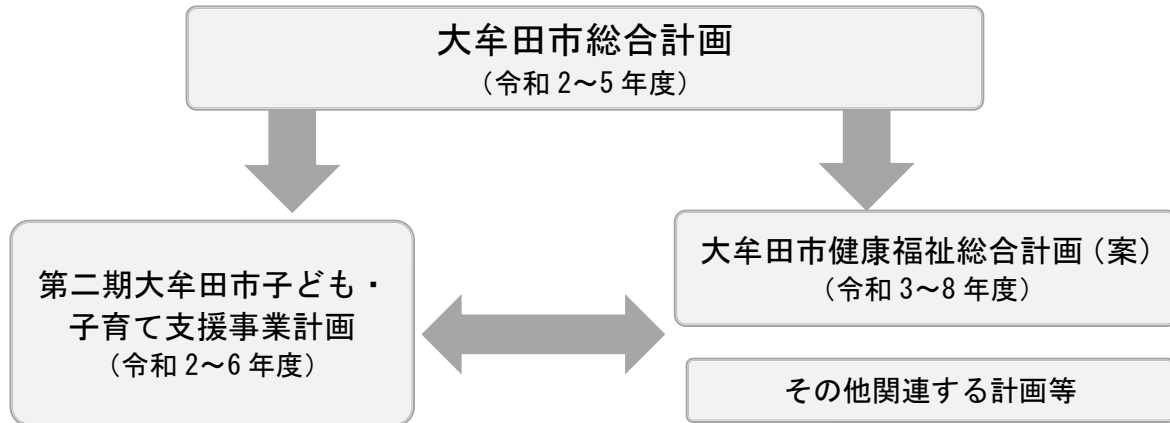
本市においては、平成27年に「大牟田市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第一期事業計画」という。）を策定し、子育て支援を計画的に進めてきました。

この度、「第一期事業計画」が平成31年度で最終年度を迎えることから、「第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育て支援施策を計画的に推進していきます。



3 計画の位置づけ

本計画は、「大牟田市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけ、その他関連する計画と整合性・連携を図りながら進めていきます。



4 計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年を計画期間とします。

また、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

5 策定体制

(1) 大牟田市子ども・子育て会議

地域住民や関係機関の意見を幅広く聞き取り、計画の内容に反映させる会議です。計画を策定するにあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条に基づく地方版子ども・子育て会議として位置づけています。

(2) 大牟田市子ども・子育て委員会

計画を策定するために、庁内関係課の課長等で組織し、全庁的かつ総合的な意見の集約及び調整を行う委員会です。

6 市民意見の把握

(1) アンケート調査の実施

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用意向を把握するため、以下のとおりアンケート調査を実施し、子育て支援のニーズの把握を行いました。

①調査項目

- ・子どもと家族の状況
- ・子どもの育ちをめぐる環境
- ・保護者の就労状況
- ・平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
- ・地域の子育て支援事業の利用状況
- ・土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望
- ・子どもの病気の際の対応（平日の教育・保育事業を利用する方のみ）
- ・不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
- ・育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度
- ・（子どもが5歳以上のみ）小学校就学後の放課後の過ごし方

②調査対象

大牟田市在住の就学前児童がいる2,000世帯を無作為抽出

③調査期間

平成31年1月17日から平成31年2月6日

④調査方法

郵送による配布・回収

⑤回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000通	901通	45.1%

(2) パブリックコメントの実施

「第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、市民の皆様の意見を広く募集しました。その結果、17件の意見が寄せられました。

①実施期間

令和元年12月16日(月)から令和2年1月15日(水)まで

②周知方法

広報おおむた、大牟田市公式ホームページ

③閲覧場所

子ども育成課、情報公開センター、市立図書館、えるる、各地区公民館
(中央、三川、勝立、三池、吉野、手鎌、駛馬)、大牟田市公式ホームページ

④提出方法

意見提出袋への提出のほか、郵送、ファクス、電子メール、持参にて





第2章

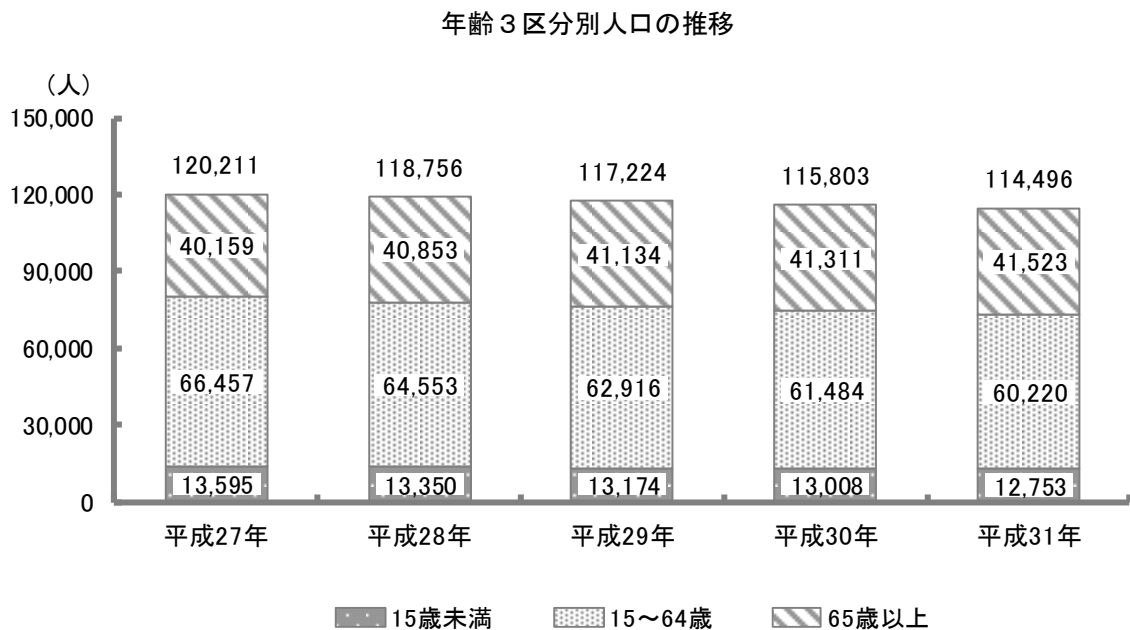
大牟田市の現状

1 大牟田市の状況

(1) 人口の状況

年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあります。また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少している一方65歳以上の高齢人口は増加しており、いわゆる少子高齢化が進んでいます。



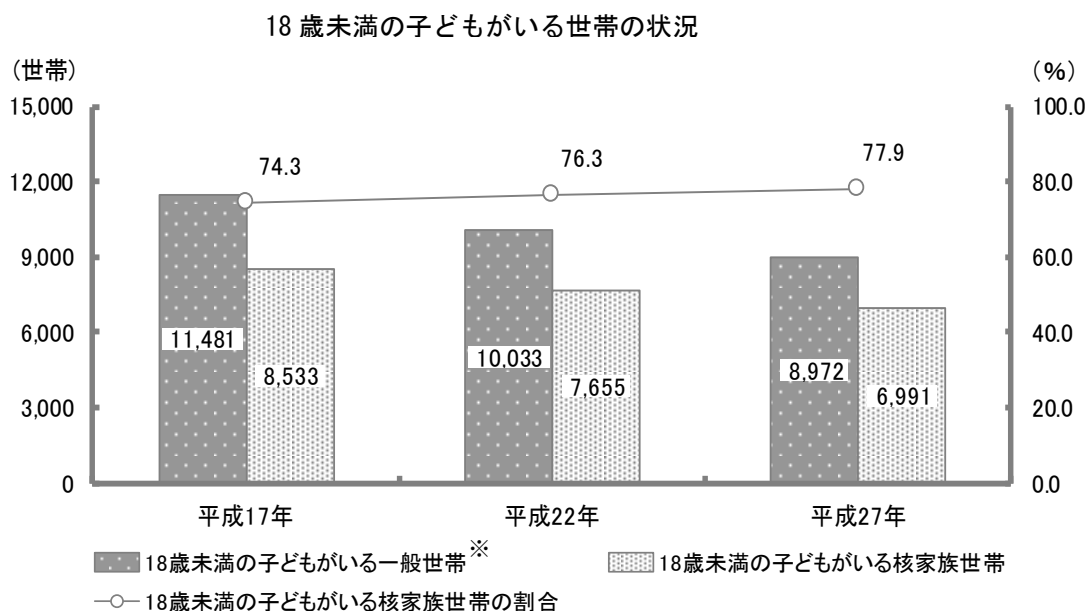
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 世帯の状況

① 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



※ア 住居と生計を共にしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。

イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者

ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

② 児童扶養手当給付の状況

本市の児童扶養手当受給世帯は全世帯の約2%台で推移しています。

児童扶養手当受給者世帯の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
全世帯数	57,354	57,232	57,185	56,918	56,756
児童扶養手当受給世帯数	1,644	1,616	1,576	1,495	1,431
割合	2.9%	2.8%	2.8%	2.6%	2.5%

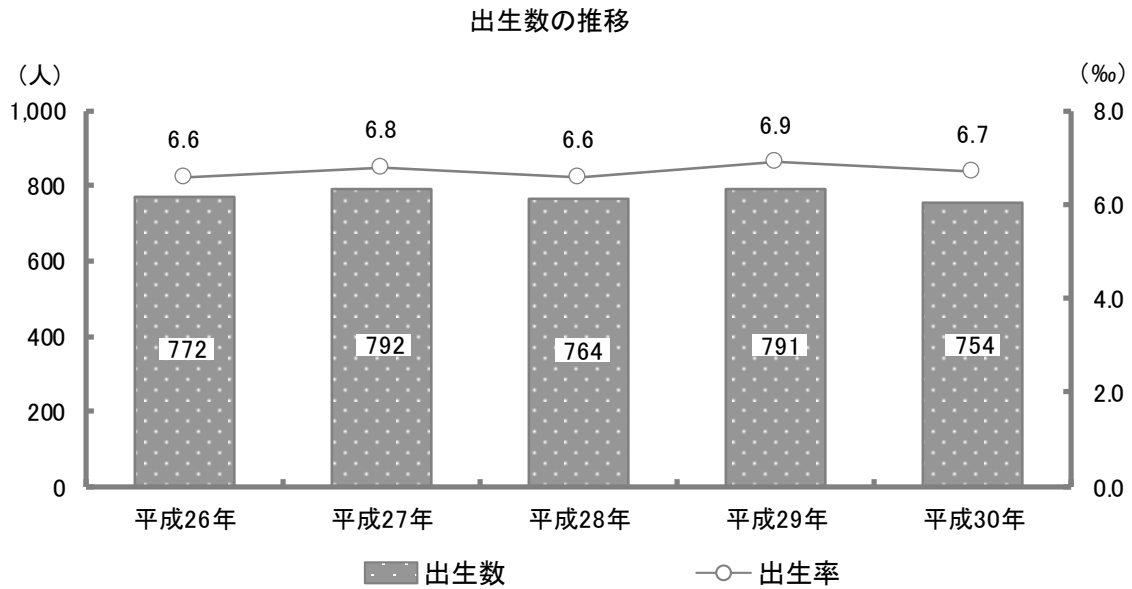
資料：全世帯数 住民基本台帳（各年4月1日現在）

児童扶養手当受給者世帯 福祉行政報告例（各年2月末現在）

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

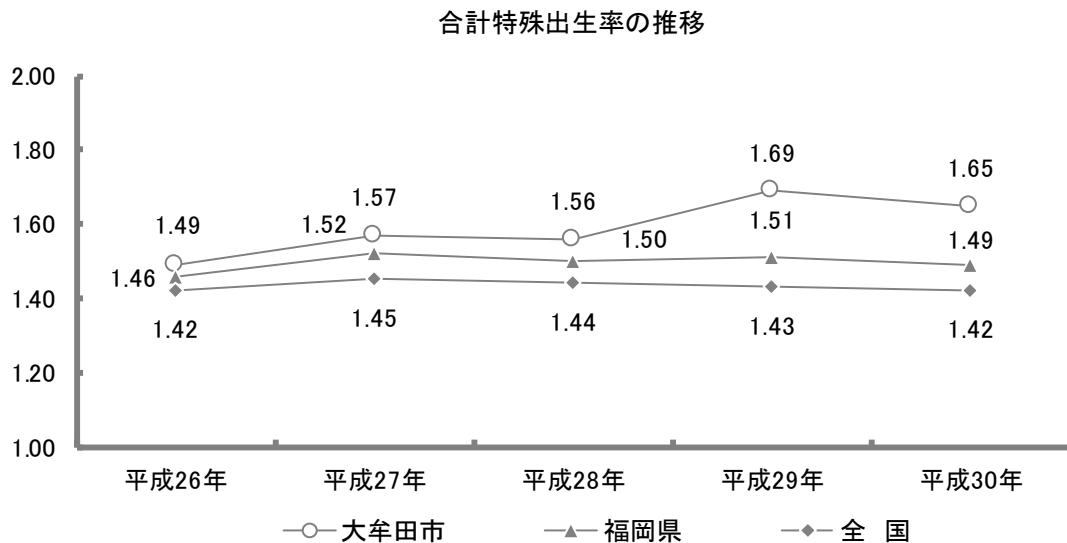
本市の出生数は平成26年以降、横ばいとなっています。



資料：大牟田市の保健福祉
 ※出生率は人口千人当たりの出生数

② 合計特殊出生率[※]の推移

本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成30年で1.65となっています。また、全国・県と比較すると高い値で推移しています。



資料：大牟田市の保健福祉（市）、厚生労働省人口動態調査（県、国）

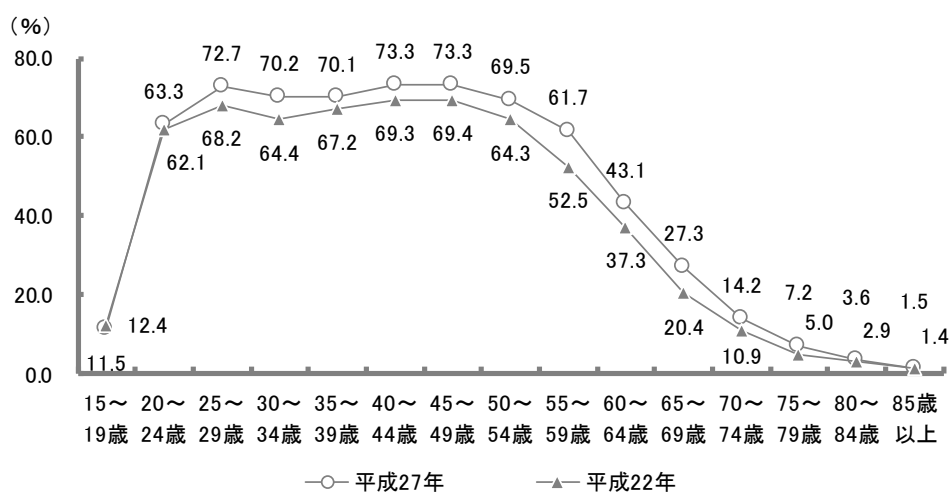
※この数字は一般的に少子化問題との関係で用いられ、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの平均の子どもの数

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の平成27年の女性の年齢別就業率は、平成22年の調査と比較すると増加傾向にあります。また、30～39歳の年齢層では就業率が低下するM字カーブを描いているものの、平成22年の調査と比較するとM字カーブは緩やかになっています。

女性の年齢別就業率の推移

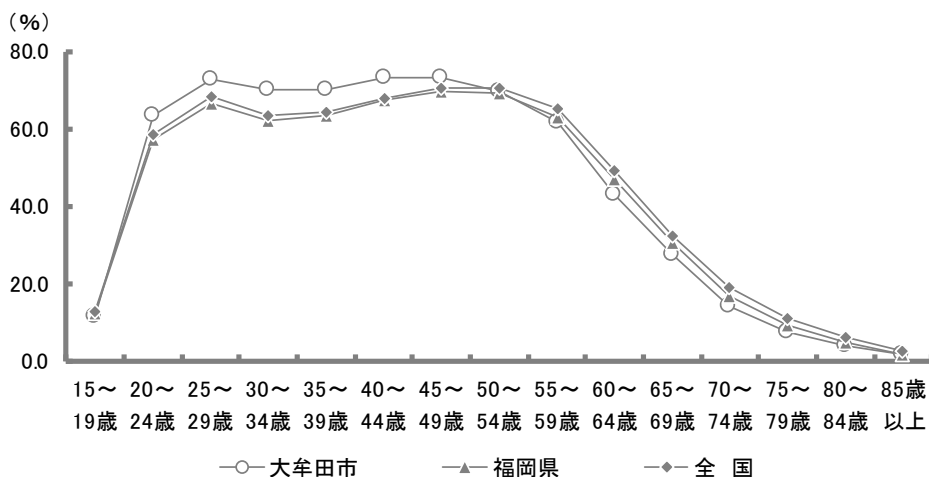


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、20～49歳では全国や福岡県よりも高くなっています。

女性の年齢別就業率（国・県比較）



資料：国勢調査（10月1日現在）

(5) 児童虐待対応相談件数の状況

本市の児童家庭相談室における児童虐待対応相談件数は国、県と同様、増加傾向にあります。

児童虐待対応相談件数の推移

単位：件

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
大牟田市	68	82	97	84	108
福岡県所管	951	1,229	2,300	3,084	3,513
全 国	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838

※福岡県所管は、福岡市と北九州市の政令市を除く

資料：大牟田市の保健福祉(市)、児童相談所業務概要(県)、福祉行政報告例(国)



2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもの育ちをめぐる環境

主に子育てを行っているのは、「父母ともに」が **53.7%**で、「主に母親」が **43.6%**です。また、**63.4%**が緊急時や用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる、**29.1%**が日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる環境にあります。

子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無について、気軽に相談できる人が「いる／ある」が **94.2%**、「いない／ない」が **4.4%**となっています。

子育てに関する情報の入手状況については、「十分できている」と「どちらかといえばできている」を合わせて **82.8%**、「どちらかといえばできていない」と「できていない」を合わせて **16.2%**となっています。

子育てをする中で有効な支援・対策（複数回答）については、「経済的負担の軽減（子ども医療などの医療費助成や保育料の軽減など）」が **58.4%**と最も高く、次いで「育児休業の取得など、仕事と子育てが両立しやすい職場環境づくりの促進」が **40.4%**となっています。

子育てに「少し不安がある」が **69.3%**、子育てを「すこし負担に感じる」が **50.2%**存在しますが、「子育てに幸せや楽しさを感じる」が **96.8%**となっており、更に **56.8%**は子育てがしやすいところと肯定的な評価をしています。


(2) 保護者の就労状況

母親の就労形態の現状をみると、「フルタイム」**43.9%**、「パート・アルバイト等」**27.9%**、「未就労」**25.6%**となっています。「パート・アルバイト等」で就労している母親のうちの **10.0%**は「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」、未就労の母親の **29.1%**が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」としており、潜在的な保育需要があることがうかがえます。

(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」が **72.3%**で、「利用していない」は **27.5%**となっています。今後、利用したい平日の定期的な教育・保育事業は、「保育所」が **52.1%**、次いで「認定こども園」が **40.8%**、「幼稚園」が **32.0%**となっています。

(4) 地域の子育て支援事業の利用状況

大牟田市子育て世代包括支援センター『 **はくはく**  』の認知度は **44.0%**となっています。地域子育て支援拠点事業『つどいの広場』などを利用している人は回答者全体の **9.1%**ですが、「利用していないが、今後利用したい」が **25.5%**となっており、潜在的な需要があることがうかがえます。

(5) 病気等の際の対応

子どもの病気やケガで保育所等が利用できなかった経験がある人が **75.0%**で、その対処法として、**80.3%**が「母親が休んだ」**22.3%**が「父親が休んだ」となっており、この休んだ人のうち、「できれば病児・病後児保育を利用したい」が **38.3%**と「利用したいとは思わない」が **60.7%**となっています。

(6) 小学校就学後の放課後の過ごし方

小学校の放課後の過ごし方について、低学年では、「放課後児童クラブで過ごさせたい」が **50.0%**、「自宅」が **38.1%**です。高学年では「自宅」が **66.7%**、「習い事」が **44.4%**です。「放課後児童クラブ」が **20.6%**と低学年と比較すると低くなっています。



3 大牟田市子ども・子育て支援事業計画の評価

「第一期事業計画」においては、計画に掲げる具体的施策・事業の進捗状況及び計画全体の成果により、点検・評価を行っています。

具体的施策・事業の進捗状況については、概ね計画どおりに推進しています。

その一方、計画全体の成果については、子育てに関する不安・負担感を持った人の割合が増加するなど、子育て家庭を取り巻く環境は厳しくなっていることがうかがえます。このようなことから、より市民のニーズに対応したきめ細やかな子育て支援が求められているといえます。

(1) 具体的施策・事業の進捗状況

「第一期事業計画」に掲げる具体的施策・事業については、実施状況等を総合的に勘案し、平成 27 年度から年度毎に、A（事業実施状況が優れている）、B（事業実施状況が良好である）、C（事業実施状況がおおむね良好である）、D（事業実施状況が不十分である）、E（事業未実施）の 5 段階で評価しています。

年度毎の評価の結果を比較してみると、A評価、B評価、C評価の合計（事業実施状況が優れている、良好である、おおむね良好である）は、平成 27 年度と平成 28 年度が 100%、平成 29 年度と平成 30 年度が 95%となっています。平成 29 年度においては、病後児保育事業が年度途中で休止となったことから D評価となり、平成 30 年度においては、病後児保育事業が再開できなかったことから E評価となっています。平成 27 年度から平成 30 年度の 4 年間では、全体として 95%以上が A評価、B評価、C評価となっており、概ね計画に沿った事業の推進が図れています。

評 価		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		具体的 施策・事 業数	割合	具体的 施策・事 業数	割合	具体的 施策・事 業数	割合	具体的 施策・事 業数	割合
区分	内 容								
A	事業実施状況が優れている	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
B	事業実施状況が良好である	16	84%	16	80%	16	80%	17	81%
C	事業実施状況がおおむね良好である	3	16%	4	20%	3	15%	3	14%
D	事業実施状況が不十分である	0	0%	0	0%	1	5%	0	0%
E	事業未実施	0	0%	0	0%	0	0%	1	5%
合計		19	100%	20	100%	20	100%	21	100%

※具体的施策・事業数については、平成 28 年度から特定型の利用者支援事業を開始したことから 20 事業に、平成 30 年度から母子保健型の利用者支援事業を開始したことから、合計 21 事業となっています。

(2) 計画全体の成果

「第一期事業計画」の進捗状況について客観的な評価を行うために、まちづくり市民アンケート及び大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケートにおいて、それぞれ3つの評価事項を設定し、アンケート調査を実施しています。

まちづくり市民アンケート（毎年度実施）については、年度毎の調査結果を比較すると、「仕事と家庭（家事・育児・余暇など）の調和がとれていると思うと答えた人の割合」、「住んでいる地域が子育てをしやすいところだと思うと答えた人の割合」、「家族以外で子育ての相談や子育て中の方と交流を行う機会や場所があると答えた人の割合」の全ての項目について、平成30年度は平成26年度に比べ増加しているものの、目標値には届いていません。

また、大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート（平成25年度と平成30年度実施）については、平成25年度と平成30年度で調査結果を比較すると、「子育てをしやすいところだと思うと答えた人の割合」は減少、「子育てに関する不安があると答えた人の割合」、「子育てを負担に感じると答えた人の割合」は増加し、目標値には届いていません。

なお、「住んでいる地域が子育てをしやすいところだと思うと答えた人の割合」は、18歳以上の市民を対象としたまちづくり市民アンケート調査結果に比べ、就学前児童の保護者を対象とした大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査結果の方が高くなっています。

◆まちづくり市民アンケート（18歳以上の市民を対象）

評価事項	平成26年度結果	目標値	結果			
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
①仕事と家庭（家事・育児・余暇など）の調和がとれていると思うと答えた人の割合	33.5%	44%以上	35.7%	38.7%	34.9%	38.8%
②住んでいる地域が子育てをしやすいところだと思うと答えた人の割合	47.2%	58%以上	49.1%	49.2%	47.5%	55.3%
③家族以外で子育ての相談や子育て中の方と交流を行う機会や場所があると答えた人の割合	25.7%	36%以上	30.6%	26.8%	23.8%	30.3%

※まちづくり市民アンケートにおける各年度の結果は、それぞれ翌年度実施の調査により把握

◆大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査（就学前児童の保護者を対象）

評価事項	平成25年度結果	目標値	平成30年度結果
①住んでいる地域が子育てをしやすいところだと思うと答えた人の割合	61.6%	72%以上	56.8%
②子育てに関する不安があると答えた人の割合	67.2%	57%以下	77.7%
③子育てを負担に感じると答えた人の割合	45.1%	35%以下	54.9%

4 アンケート調査結果等に見る課題

ここでは、本市の現状や第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査結果、第一期事業計画の評価をもとに、本市の上位計画に掲げる「大牟田市総合計画」の中の4つの視点に基づき、課題を整理しました。

【視点1】「地域における多様な子育て支援」についての課題

〔本市の現状〕

- ・18歳未満の子どもがいる家庭全体に占める核家族の割合は、国勢調査によると77.9%（平成27年）であり、前回調査76.3%（平成22年）に比べ、1.6ポイント増加
- ・15歳未満の年少人口は年々減少
- ・地域における子育て支援事業では、地域子育て支援拠点事業『つどいの広場』、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業を実施
- ・子育て世帯の経済的な負担軽減を目的に、保育所、幼稚園等における保護者の保育料の軽減を実施

〔アンケート調査結果〕

- ・子育てに不安を感じている人は77.7%で、平成25年度調査67.2%より10.5ポイント増加
- ・子育てに負担を感じている人は54.9%で、平成25年度調査45.1%より9.8ポイント増加
- ・子どもを「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」人は29.1%で、平成25年度調査38.2%より9.1ポイント減少
- ・子育てに関する情報を入手できていない人は16.2%
- ・子育てをする中での有効な支援・対策（複数回答）をみると、「経済的負担の軽減（子ども医療などの医療費助成や保育料の軽減など）」が最も高く58.4%



子育て家庭の不安感や負担感の軽減

各家庭の中だけで子育てに対する不安や負担を抱え込み、子育てが孤立化することがないように、多様な子育て支援を充実することで、地域全体で安心して子育てできる環境づくりに取り組むことが重要です。

【視点2】「母と子どもの健康支援」についての課題

〔本市の現状〕

- ・平成30年4月に大牟田市子育て世代包括支援センター『はくはく^{おおむた}omufa』を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施
- ・母子健康診査事業では、妊婦健康診査費用の助成、乳幼児健康診査や乳幼児歯科健康診査を実施
- ・育児支援事業では、妊娠週数や乳幼児の月齢に応じて個別相談指導、集団教育を実施
- ・子ども医療費制度では、中学生までの入院、通院に係る医療費の一部助成を実施

〔アンケート調査結果〕

- ・大牟田市子育て世代包括支援センターの認知度は開設1年未満で44.0%
- ・子育てに不安を感じている人は77.7%で、平成25年度調査67.2%より10.5ポイント増加
- ・子育てに負担を感じている人は54.9%で、平成25年度調査45.1%より9.8ポイント増加
- ・子育てをする中での有効な支援・対策（複数回答）をみると、「経済的負担の軽減（子ども医療などの医療費助成や保育料の軽減など）」が最も高く58.4%



妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実

医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる切れ目のない支援を充実することが重要です。



【視点3】「仕事と家庭が両立できる環境づくり」についての課題

〔本市の現状〕

- ・市内 22 園の保育所、9 園の認定こども園では、安心して安全な保育の提供に努めており、待機児童はゼロ
- ・学童保育所・学童クラブでは、共働き世帯の増加等により、利用希望者が増加し、待機児童が発生
- ・保育士等確保のため、保育士等人材バンク事業を実施

〔アンケート調査結果〕

- ・母親の就労形態の現状は、フルタイムの人が 43.9%おり、平成 25 年度調査 31.4%より 12.5 ポイント増加
- ・母親の就労希望は、パートタイム等からフルタイムへ、未就労から就労を希望する傾向
- ・子どもが病気やけがで保育所等を利用できなかった人で、父親または母親が休んだと回答した人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」が 38.3%
- ・小学校低学年のうち、学童保育所・学童クラブで過ごさせたい人が 50.0%で、平成 25 年度調査 33.5%より 16.5 ポイント増加



教育・保育や地域・子ども子育て支援事業の適切な提供

教育・保育事業については、今後も保育士等の人材確保に努め、待機児童の発生防止に取り組み、また、学童保育所・学童クラブの待機児童の解消に向けて取り組むことが重要です。

【視点4】「様々な家庭への子育て支援の充実」についての課題

〔本市の現状〕

- ・ひとり親家庭、障害のある子どもを持つ家庭などに関する相談や児童虐待の通告等に関する相談内容の複雑化、深刻化、長期化に伴う、相談対応件数の増加
- ・様々な相談に対する関係機関との連携
- ・子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）では、保護・支援が必要な児童等に関する情報共有や支援方針の協議を行い、個別のケースに応じた具体的な支援を実施
- ・高等職業訓練促進給付金等の資格取得や就労支援の取組み等のひとり親家庭に対する支援の実施
- ・障害の早期発見・療育の充実などの障害のある子どもを持つ家庭への支援の実施

〔アンケート調査結果〕

- ・子育てをする中で 94.2%の人が気軽に相談できる相手がいるが、相談相手がない人がごくわずかに 4.4%存在
- ・子育てをする中での有効な支援・対策（複数回答）や自由回答の意見をみると、少数ではあるが、特別な支援を要する児童（障害、DV 被害、生活困窮など）への支援を求める人が存在



特に支援を要する子どもや家庭への支援の充実

支援が必要な子どもや家庭を適切なサービスや支援につなぐとともに、相談体制や支援内容を充実することが重要です。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

大牟田市総合計画で掲げる、「安心して子どもを産み、育てることのできるまち」を本計画の基本理念とします。

2 基本目標

本計画においては、以下の3つを基本目標とします。

この考え方は、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針に沿ったもので、第一期事業計画の考え方を踏襲しつつ、地域全体で子どもや子育て家庭を見守り支援し、子どもの健やかな成長と子育て家庭が安心とゆとりをもって子育てできるよう環境づくりを目指します。

1. 子ども

より安全に健やかに成長していくことができる子どもの環境づくりを目指します。

2. 家庭

安心とゆとり、子育てへの希望が生まれる子育て家庭や次代の親づくりを目指します。

3. 地域

子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支え、安心とゆとりある環境づくりを目指します。

3 基本施策

基本理念の実現に向け、以下の4つの基本施策を掲げます。

1. 地域における多様な子育て支援

子どもや家庭の実情に応じて、柔軟な子育て支援を行います。また、子育て情報の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

2. 母と子どもの健康支援

妊娠・出産・子育てについて学ぶ機会の充実を図るとともに、健診や予防接種のほか、医療や福祉、教育等の専門機関との連携による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行い、母と子どもの健康づくりを推進します。

3. 仕事と家庭が両立できる環境づくり

働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実と事業者の意識醸成に取り組みます。

4. 様々な家庭への子育て支援の充実

ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭等へ教育、生活、就労、経済の面での相談・支援等を行います。また、関係機関との連携強化により、児童虐待やDV被害等への相談・支援の充実を図ります。



4 SDGs（持続可能な開発目標）との関連性

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略で、全ての国際連合加盟国が2030（令和12）年までに取り組む行動計画として、17の分野別の目標を掲げ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して取り組んでいます。













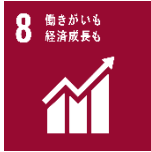








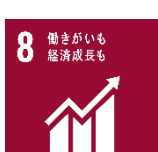




このような中、わが国では、2016（平成28）年に「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、国をあげて取り組みを進めています。

本市においても、SDGsとの関連を意識しながら、持続可能なまちづくりに取り組むことが重要と考えており、本計画においてもSDGsとの関連性を踏まえて、各施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画の基本施策と SDG s の関係（主に貢献する目標）

<p>基本施策 1 地域における多様な子育て支援</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 
<p>基本施策 2 母と子どもの健康支援</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 
<p>基本施策 3 仕事と家庭が両立できる環境づくり</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	
<p>基本施策 4 様々な家庭への子育て支援の充実</p>	<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	
<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 			

5 施策体系図

「基本理念」

安心して子どもを産み、育てることのできるまち

「基本目標」

子ども

より安全に健やかに成長していくことができる子どもの環境づくりを目指します

家庭

安心とゆとり、子育てへの希望が生まれる子育て家庭や次代の親づくりを目指します

地域

子どもの健やかな成長と子育て家庭を地域全体で支え、安心とゆとりある環境づくりを目指します

「基本施策」

1. 地域における多様な子育て支援

2. 母と子どもの健康支援

3. 仕事と家庭が両立できる環境づくり

4. 様々な家庭への子育て支援の充実

「施策の内容」

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

(1) 妊娠・出産・子育ての相談支援

(2) 母と子どもの健康の維持・増進

(1) 教育・保育の充実

(2) 多様な保育サービスの充実

(1) 児童虐待防止への取組みを推進

(2) 障害のある子どもの健やかな成長支援

(3) ひとり親家庭の自立支援

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援



第4章

施策の具体的な取り組み

1 地域における多様な子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向性

子どもや家庭の実情に応じて、柔軟な子育て支援を行います。また、子育て情報の提供、保護者同士のつながりへの支援、各関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

今後の主な取り組み

- 子育て世帯のさまざまな状況や問題に対応し、子育てしやすい地域となるように、地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業を継続して実施します。
- 必要とする人に必要な情報を届けるために、これまでの広報おおむたやホームページ等の活用に加え、子育て世代に親しみのあるSNSの活用等、よりきめ細かな情報発信を行います。

2 母と子どもの健康支援

(1) 妊娠・出産・子育ての相談支援

施策の方向性

大牟田市子育て世代包括支援センター『はぐはぐ^{おおむた}omufa』において、妊産婦や乳幼児の状況を継続的・包括的に把握し、保健や医療、福祉、教育等の専門機関と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実を図ります。

今後の主な取り組み

- 妊娠の届出時や出生届出時の面談、電話や訪問、医療機関等との情報共有により、変化していく妊産婦・乳幼児の実情を継続的に把握していきます。

- 妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要な情報提供、助言を行うとともに、「パパ・ママ育児専科」、「こどもアレルギー教室」等の育児支援事業を実施し、育児に対する不安感の軽減を図ります。
- 若年妊娠や多胎、その他支援が必要と思われる妊婦には、早期から関わりを持ち、訪問事業等による産前・産後のサポート等の養育支援を行います。
- 手厚い支援が必要な妊産婦や乳幼児には、プランを作成し支援を行い、必要に応じてプランの見直しや更新を行います。
- 産科や小児科等の医療機関や関係機関等との連携を強化し、妊産婦や乳幼児への支援の充実に努めます。

(2) 母と子どもの健康の維持・増進

施策の方向性

子どもの健やかな成長を支えていくために、母親と子どもの心身の健康づくりを推進します。

今後の主な取組み

- 妊婦健康診査の助成、乳幼児健康診査や乳幼児歯科健康診査を実施し、必要な保健指導を行い、妊婦や乳幼児の健康管理を行います。
- 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進するため、子ども医療費の助成を行います。
- 感染症予防や歯科疾病予防等の啓発及び事業を行い、子どもの疾病の未然防止に努めます。

3 仕事と家庭が両立できる環境づくり

(1) 教育・保育の充実

施策の方向性

幼児期の質の高い教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保により、働きながらも安心して子育てができる環境づくりの取組みを充実していきます。

今後の主な取組み

- 認定こども園、保育所の整備や定員増等により、保育ニーズに対応した量の確保を図ります。

- 子どもたちの豊かな成長のために、教育・保育の質の維持・向上に努めます。
- 保育士等の人材確保に努め、待機児童の発生防止に取り組みます。
- 0歳児から2歳児の保育料を市独自で軽減し、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。

(2) 多様な保育サービスの充実

施策の方向性

働きながらでも子育てがしやすい環境づくりに向け、家庭や児童の状況に応じた、きめ細かな保育を提供し、仕事と家庭の両立支援を行います。

今後の主な取り組み

- 学童保育所・学童クラブの待機児童の解消に努めます。
- 学童保育所・学童クラブの預かり時間の延長の実施に向け取り組みを進めます。
- 新・放課後子ども総合プランや地域のニーズ等を踏まえ、学童保育所・学童クラブと放課後子ども教室を含む子どもの居場所の一体的な整備について、検討を行います。
- 多様な働き方への対応や子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等の保育サービスの充実を図ります。
- 多様な保育ニーズに対応するため保育コンシェルジュを配置し、きめ細かな対応・相談、情報提供に取り組みます。

4 様々な家庭への子育て支援の充実

(1) 児童虐待防止への取り組みを推進

施策の方向性

児童虐待防止の相談窓口の充実を図ります。

児童虐待の発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応を行うために、医療・教育・福祉などの関係機関との連携を強化し、総合的な支援体制の充実を図ります。

今後の主な取り組み

- 子育て情報誌やリーフレット、広報おおむた等を活用し、児童家庭相談室等の子育てに関する相談窓口の周知及び児童虐待の発生予防や早期発見、通告義務についての啓発を行います。
- 支援が必要な妊産婦や乳幼児への早期の関わり及び医療機関や保育所等、学校、関係団体等の連携により、児童虐待の発生予防・早期発見に努めます。
- 警察、児童相談所、医師会、教育委員会等 16 の団体で構成する大牟田市子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の実務者会議や個別ケース検討会議を通じ、要保護・要支援児童等に関する情報を共有し、支援の方向性の確認や進捗管理を行います。
- 支援対象児童等が転居した場合は、継続した支援が行われるように、他市町村及び関係機関等との間で必要な情報の交換・共有を行います。
- 児童家庭相談室の相談員及びネットワーク構成員の研修等を行い、知識の習得と対応力の向上を図るとともに、関係機関相互の連携を強化し、相談支援の充実を図ります。
- 国が示す「市町村子ども家庭総合支援拠点」の考え方を踏まえた、相談支援体制の構築に向けた検討を進めます。

（２）障害のある子どもの健やかな成長支援

施策の方向性

障害の早期発見・早期療育の充実を図るとともに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法による障害児への支援を行います。

就学前と就学後の支援での連携を図り、就学後の学校教育の中では、特別支援教育の充実を目指します。

今後の主な取り組み

- 乳幼児健診や訪問、面接等により把握した心身の発達が気になりな子どもを対象に、専門機関への紹介や小児神経発達専門医師による「発達クリニック」、心理士による「ことばとこころの相談」等の事業を実施します。
- 身体に障害のある子ども、又は手術等の治療により改善が期待できる子どもに対して、自立支援医療（育成医療）等の給付を行います。

- 障害児通所支援サービスの提供により、療育や訓練等が必要な障害のある子どもに対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等を支援します。また、障害福祉サービスの提供により、障害のある子どもとその家族に対して、日常生活及び社会生活を総合的に支援します。
- 医療的ケア児を含む障害のある子どもが、身近な地域で必要な支援が受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関で構成する「障害者自立支援・差別解消支援協議会」の「子ども支援部会」で、課題の抽出と支援のあり方を検討し、総合的な支援に取り組みます。
- 障害のある子どもが、幼稚園、認定こども園、保育所及び学童保育所・学童クラブを円滑に利用できるように、養護児教育・保育等事業費補助事業により継続的に支援を行います。
- 発達障害等支援が必要な子どもの特徴や接し方等を記載し、関係機関に提示することで、適切な関わりや支援を受けられることを目的としている「サポートノート」の活用促進に向けた周知、啓発に努めます。
- 学識経験者や関係機関とのネットワークである早期教育相談連絡協議会を通じて、障害のある又は障害の疑いのある幼児、児童の早期からの就学等に係る教育相談が円滑にできるよう進めます。
- 障害のある児童の個別の指導計画や支援計画を充実させ、指導方法等の改善、充実に努めるとともに、特別支援教育センターとして位置づけた大牟田特別支援学校における教育相談の充実や機能の充実を図ります。また、通級指導教室等の内容の充実や交流教育事業を進めるとともに、介助等特別な支援が必要な児童のために特別支援教育支援員を学校に配置します。

(3) ひとり親家庭の自立支援

施策の方向性

ひとり親家庭の自立支援について、個々の実情に応じた子育てや生活支援・就労支援・経済的支援ができるよう、事業の充実と適正な利用の促進を図ります。

また、DV被害等により保護を必要とする母子に対し、施設への入所措置等を行い、自立した生活ができるよう、相談支援を充実します。

今後の主な取り組み

- ひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の給付や医療費の助成を行う等、経済的支援を行うことにより、安心して子育てができる環境を整えます。
- ひとり親家庭の親に対して、高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金を支給し、資格取得及び就職支援を行います。

- ひとり親家庭の親が安心して相談できるよう相談体制の充実を図るとともに、個々の実情に応じた支援を関係機関との連携を強化して行います。
- 母子保護の実施において、関係各課と連携して相談支援を行います。また、母子生活支援施設の入所者に対し、子育てや生活全般に関する助言、自立に向けた適切な支援を行います。

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

施策の方向性

生活保護世帯や生活困窮世帯等の経済的困難を抱える家庭に対して、現在から将来にわたり、子どもがその生まれ育った環境に左右されないよう、きめ細かな支援と個々の状況にあった適切なサービスの提供に努めます。

今後の主な取組み

- 生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対して学習支援を行い、基礎学力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、社会に出るための生活習慣の定着と高校進学等を支援します。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもの保護者に対し、就職支援・家計改善支援等の自立に向けた支援を行います。
- 経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費等の援助を行います。





第5章 量の見込みと確保方策

1 大牟田市における児童人口の推計

平成27年～31年の1歳ごとの人口(各年4月1日現在の住民基本台帳人口)に基づき、令和2～6年の児童人口を推計しました。推計結果によると、概ね就学前児童に相当する0～5歳児は令和2年の4,628人から令和6年には4,194人となり、434人減少すると予測されます。概ね小学生の児童に相当する6～11歳児は令和2年の5,325人から令和6年には4,915人となり、410人減少すると予測されます。

<詳細>

- ①平成31年4月1日時点の大牟田市住民基本台帳年齢別人口をもとにコーホート変化率[※]で算出
- ②コーホート変化率は、直近5か年の年齢別変化率平均を使用
- ③0歳児人口は、女性人口(15～49歳)に占める次年の0歳児の人口の割合の直近5か年の平均値を算出し、その値を将来の女性人口(15～49歳)に乗じて算出

◆就学前児童・小学生児童の人口の実績及び推計◆

単位：人

	実績値					推計値				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	784	778	755	776	708	713	695	675	660	642
1歳	814	794	804	765	795	723	728	710	690	674
2歳	898	820	792	800	784	800	728	732	714	694
3歳	826	893	823	803	784	783	799	727	731	713
4歳	952	834	888	829	816	789	788	805	732	736
5歳	934	958	839	883	840	820	793	792	809	735
0～5歳合計	5,208	5,077	4,901	4,856	4,727	4,628	4,531	4,441	4,336	4,194
6歳	892	929	960	842	881	839	819	792	791	808
7歳	906	894	925	952	849	881	839	819	792	791
8歳	945	902	897	921	954	848	880	838	818	791
9歳	838	952	899	896	915	953	847	879	837	817
10歳	886	837	949	894	895	913	951	845	877	835
11歳	993	878	841	944	886	891	909	947	841	873
6～11歳合計	5,460	5,392	5,471	5,449	5,380	5,325	5,245	5,120	4,956	4,915

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

資料：平成27～31年(実績値) 住民基本台帳(各年4月1日現在)
令和2～6年(推計値) コーホート変化率

2 大牟田市の家庭類型

国の基本指針によると、量の見込みの算出にあたっては、「潜在的ニーズを含めて量の見込みを算出し、それに対応する確保方策を定める」とされています。本市では、この指針に沿って市民の潜在的なニーズを勘案しつつ、市の実情に合った量の見込みを算出しています。

量の見込みの算出にあたっては、「第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査」の結果から、対象となる子どもの父母の有無、父母の就労状況により「家庭類型」を以下のタイプAからタイプFの8種類に類型化しました。そして、現在の家庭類型と今後の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型*の分布を算出しました。

*父親・母親の現在の就労状況だけでなく、今後の母親の就労希望などを加味した家庭類型

◆家庭類型の種類◆

タイプ	父母の有無と就労状況	備考（保育の必要性等）
タイプA	ひとり親家庭	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+60時間～120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間：月60時間未満+60時間～120時間の一部)	
タイプD	専業主婦（夫）	
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+60時間～120時間の一部)	保育の必要性の認定を受け得る家庭
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月60時間未満+60時間～120時間の一部)	
タイプF	無業×無業	

① 年齢別でみた家庭類型（現状）

単位：％

タイプ	A	B	C	C'	D	E	E'	F	合計
0歳～就学前	10	39	21	6	24	0	0	0	100
0歳	6	42	14	4	33	0	0	0	100
1・2歳	8	40	20	6	26	0	0	0	100
3歳以上	13	37	26	7	17	0	0	0	100



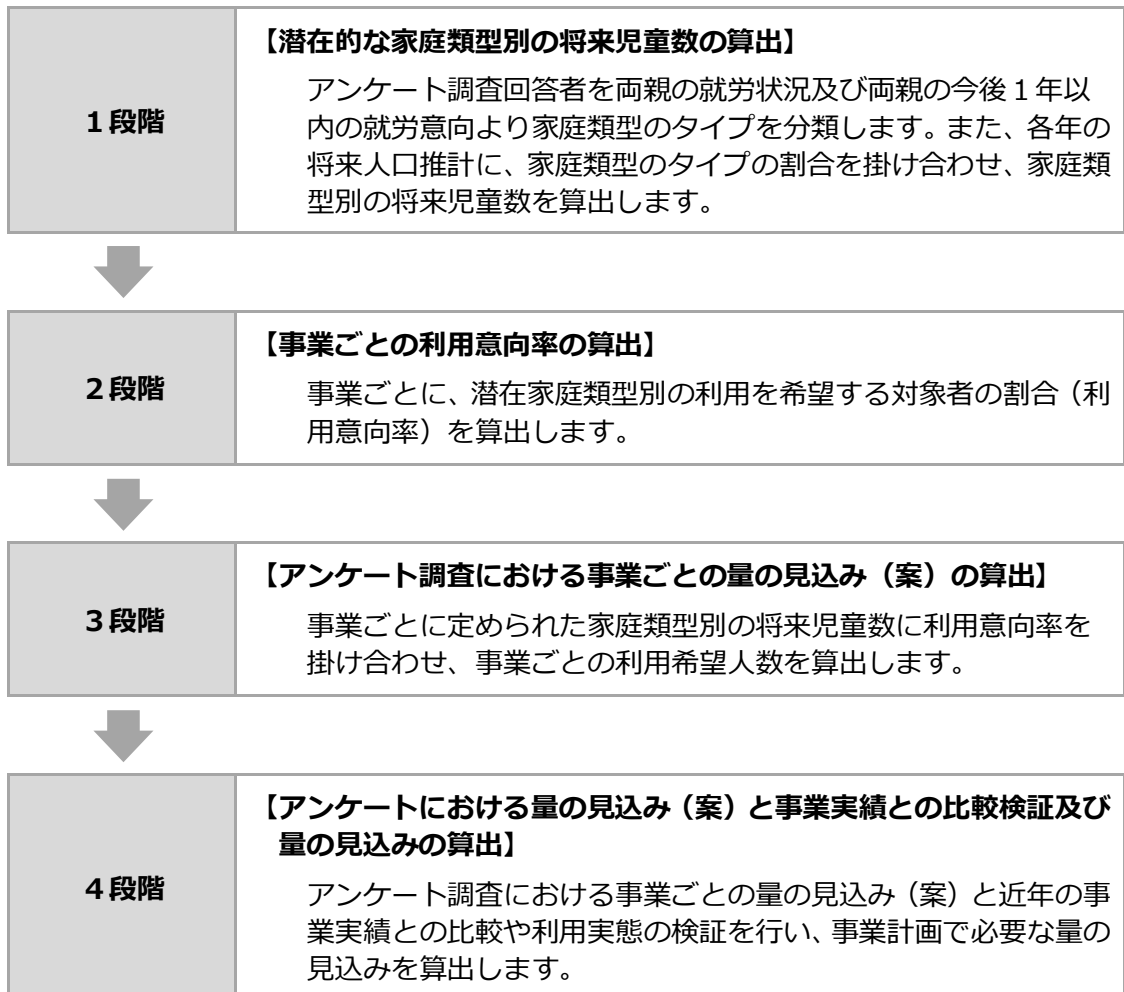
② 年齢別でみた家庭類型（潜在）

単位：％

タイプ	A	B	C	C'	D	E	E'	F	合計
0歳～就学前	10	43	21	7	20	0	0	0	100
0歳	6	45	14	4	29	0	0	0	100
1・2歳	8	44	20	8	19	0	0	0	100
3歳以上	13	41	25	7	14	0	0	1	100

3 量の見込みの算出方法

国が示した「作業の手引き」に基づき、「人口推計」や「アンケート調査の結果」等より算出した「量の見込み（案）」と「近年の事業実績」との比較や利用実態の検証等を行い、事業計画において必要な「量の見込み」を算出しました。



4 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

第一期事業計画では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

◆中学校・小学校区における幼稚園・認定こども園・保育所の設置状況（平成31年4月1日現在）◆

中学校区 (8校区)	小学校区 (19校区) (就学前児童数 (4,727人))	保育所 (22ヶ所)		幼稚園 (5ヶ所)		認定こども園 (9ヶ所)	
			定員数 (2,250人)		定員数 (480人)		定員数 (1,451人)
宅峰	みなと (274人)	竹の子保育園 (90人)		大鳥幼稚園 ※H30.4.1～休園		若草幼稚園 (230人)	
	天領 (387人)	不知火保育園 (90人)					
	大牟田中央 (305人)	天領保育所 (80人)					
		緑保育所 (90人)					
		上官保育園 (100人)					
宮原	駿馬 (250人)	くるみ保育園 (70人)				はやめ幼稚園 (101人)	
	天の原 (212人)	小鳩保育園 (70人)					
	玉川 (65人)	笹原保育所 (70人)					
		萩尾保育園 (70人)					
松原	大正 (302人)	小浜保育所 (170人)				光の子幼稚園 (65人)	
	中友 (133人)	光円寺保育園 (90人)					
白光	明治 (201人)	中町保育園 (90人)		明治幼稚園 (130人)		しらかわ幼稚園 (80人)	
	白川 (327人)	日の出保育所 (180人)					
歴木	平原 (151人)	みずほ保育園 (130人)		平原幼稚園 (45人)		高取聖マリア幼稚園 (200人)	
	高取 (184人)	高取保育園 (90人)		※R2.4.1～休園			
	三池 (298人)	歴木保育所 (100人)					
隈	羽山台 (250人)	三池保育園 (130人)				大牟田たちばな幼稚園 (369人)	
	銀水 (427人)	草木保育園 (120人)		銀水幼稚園 (245人)			
橘	上内 (24人)	久福木の森保育園 (80人)					
	吉野 (303人)	白銀保育所 (180人)					
甘木	倉永 (192人)	青龍保育園 (90人)		吉野天使幼稚園 (60人)			
	手鎌 (442人)	白鷺保育園 (70人)					

※定員数は利用定員数（銀水幼稚園は認可定員数）

5 量の見込みを定める事業とその事業内容

以下の事業について、量の見込みと確保方策及び確保の時期を定めました。

(1) 教育・保育（幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業）

認定区分	内容
教育標準時間認定 (幼稚園及び認定こども園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	1号(3～5歳)が対象。認定こども園は幼稚園と保育所の両方の機能を持つ施設。幼稚園は学校教育法に基づき満3歳から小学校就学前までの子どもの幼児期の学校教育を行う施設
保育認定(認定こども園及び保育所)	2号(3～5歳)が対象。保育所は保護者の就労や病気等により、家庭で子どもの保育が出来ない場合に、0歳から小学校就学前までの子どもを保育する施設。認定こども園は上記の事業内容参照
保育認定 (認定こども園及び保育所+地域型保育)	3号(0歳、1～2歳)が対象。地域型保育事業は市町村の認可事業で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることにしており、小規模保育(利用定員6～19人)、家庭的保育(同5人以下)、居宅訪問型保育、事業所内保育がある。認定こども園と保育所は上記の事業内容参照

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育に係る給付(施設型給付・地域型保育給付)を受けるには、その子どもの「保育の必要性」について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。

認定区分は以下の通り(主に、「年齢」と「保育の必要性」の有無による区分)です。

- | | |
|------------|---------------------|
| 1号認定：3～5歳児 | 幼児教育のみの利用(保育の必要性なし) |
| 2号認定：3～5歳児 | 保育の必要性あり |
| 3号認定：0～2歳児 | 保育の必要性あり |

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	対象事業	事業内容
1	一時預かり事業 ・ 幼稚園型 ・ 幼稚園型以外	〈幼稚園型〉 幼稚園や認定こども園（幼稚園機能部分）において、通常の教育時間の前後や長期休業日等に在園児を預かる事業 〈幼稚園型以外〉 保護者が病気や急用の場合等に、一時的に子どもを預かる事業
2	時間外保育事業（延長保育事業）	認定こども園（保育機能部分）や保育所において、通常の開所時間を延長して保育を実施する事業
3	利用者支援事業	子ども・子育て支援の推進にあたり、利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業
4	放課後児童健全育成事業 （学童保育所・学童クラブ）	保護者が就労により家庭にいない児童等に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業
5	子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の疾病や仕事等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な預かりを行う事業
6	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん事業）	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う事業
7	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる乳幼児や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導・助言、その他必要な支援を行う事業 子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性向上と、連携強化のための取組みを実施する事業
8	地域子育て支援拠点事業 （つどいの広場）	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感に対応するため、3歳以下の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
9	病児・病後児保育事業	子どもが病気等のために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労等により家庭での保育が難しいときに、子どもを医療機関等に併設した施設で預かる事業
10	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	乳幼児又は小学生を対象として、育児の援助をしたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織であり、子どもの預かりを主とした相互援助活動を行う事業
11	妊婦健康診査	妊娠中に定期的な健康診査を行うことにより、母児の健康管理を行う事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	教育・保育施設において、実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象にその費用の一部を補助する事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	地域の教育・保育需要に沿った量的拡大を進める上で、多様な新規事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するために、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業

※12. 13 は、事業の特性により量の見込みは定めない

6 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 教育・保育（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）の量の見込み及び確保方策

【現 状】

提供体制、利用児童数の実績は次のとおりです。

単位：人/日

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
1号認定※	提供体制	1,798	1,723	1,608	1,553
	利用児童数	1,429	1,371	1,226	1,157
2号認定	提供体制	1,349	1,327	1,370	1,382
	利用児童数	1,344	1,409	1,414	1,441
3号認定 (1・2歳)	提供体制	841	862	900	903
	利用児童数	790	876	909	892
3号認定 (0歳)	提供体制	263	304	309	323
	利用児童数	321	369	374	385

各年度3月1日現在

※1号認定には確認を受けない幼稚園分を含む

【量の見込み】

- 1号認定は、実績がアンケート調査による量の見込みを上回っていることから、実績に伸び率を加味し、計画における量の見込みとして設定します。
- 2号認定は、実績とアンケート調査による量の見込みが乖離していることから、実績に伸び率を加味し、計画における量の見込みとして設定します。
- 3号認定（1・2歳）は、アンケート調査による量の見込みを計画における量の見込みとして設定します。
- 3号認定（0歳）は、実績とアンケート調査による量の見込みが乖離していることから、第一期事業計画に示した量の見込みと実績の乖離分を今回のアンケート調査による量の見込みに加味し、計画における量の見込みとして設定します。

単位：人/日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	1,099	1,044	991	941	893
2号認定	1,455	1,469	1,483	1,497	1,511
3号認定	1,428	1,428	1,428	1,428	1,428
1・2歳	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
0歳	428	428	428	428	428

【確保方策】

1号認定は、現状でも十分な提供体制があることから既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）で対応します。

2号認定及び3号認定は、既存の認定こども園（保育機能部分）や保育所の定員増や定員を超えた受入れを行い、更に、3号認定は、認定こども園の0歳児受け入れの推進及び企業主導型保育事業の地域枠の活用により対応します。



◆各認定区分に応じた量の見込み・提供量（確保方策）◆

【令和2年度】

単位：人/日

		令和2年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,392		1,523	713
量の見込み		1,099	1,455	1,000	428
提供量（確保方策）					
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,250	1,455	974	410
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠				26	18
提供量（確保方策）合計		1,250	1,455	1,000	428

【令和3年度】

単位：人/日

		令和3年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,380		1,456	695
量の見込み		1,044	1,469	1,000	428
提供量（確保方策）					
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,250	1,469	974	410
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠				26	18
提供量（確保方策）合計		1,250	1,469	1,000	428

【 令和4年度 】

単位：人/日

		令和4年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,324		1,442	675
量の見込み		991	1,483	1,000	428
提供量（確保方策）					
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,250	1,483	974	410
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠				26	18
提供量（確保方策）合計		1,250	1,483	1,000	428

【 令和5年度 】

単位：人/日

		令和5年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,272		1,404	660
量の見込み		941	1,497	1,000	428
提供量（確保方策）					
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,250	1,497	974	410
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠				26	18
提供量（確保方策）合計		1,250	1,497	1,000	428

【令和6年度】

単位：人/日

		令和6年度			
		1号認定	2号認定	3号認定	
				1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,184		1,368	642
量の見込み		893	1,511	1,000	428
提供量（確保方策）					
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	1,250	1,511	974	410
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0			
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠				26	18
提供量（確保方策）合計		1,250	1,511	1,000	428



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

① 一時預かり事業

①-1 一時預かり事業（幼稚園型）

【概要】

幼稚園や認定こども園（幼稚園機能部分）において、通常の教育時間の前後や長期休業日等に在園児を預かる事業です。

【現状】

平成30年度は、幼稚園5か所、認定こども園8か所のすべての施設で実施しており、その中で市の補助を受けて実施した事業（幼稚園4か所、認定こども園4か所）による利用実績は次のとおりです。

単位：人日／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児童数	67,784	56,007	53,569	71,512

【量の見込みと確保方策】

○実績がアンケート調査による量の見込みを上回っていることから、実績及びこの事業を利用している1号認定の量の見込みを勘案し、計画における量の見込みとして設定します。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	83,124	78,967	75,018	71,267	67,703
確保方策	83,124	78,967	75,018	71,267	67,703

【確保方策の内容】

市の補助事業に加え、私学助成による預かり保育や自主事業による預かりを含めた事業の実施により対応します。

①-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【概要】

保護者が病気や急用の場合等に、一時的に子どもを預かる事業です。

【現状】

○一時預かり事業

保護者の不規則な就労や病気等の理由により家庭での保育ができない場合に、認定こども園や保育所において一時的な保育を行う事業で、平成30年度は5か所の保育所で実施しています。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生を対象として、育児を援助したい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織であり、乳幼児又は小学生の預かりを主とした相互援助活動を行う事業です（ここでは乳幼児が対象）。社会福祉法人に委託して1か所で実施しています。

○子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が、仕事等の理由により平日夜間や休日に家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設等において、生活指導、食事の提供等を行う事業です。社会福祉法人に委託して甘木山学園・乳児院1か所で実施しています。利用実績は次のとおりです。

単位：人日／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一時預かり事業	1,301	1,090	1,107	604
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	179	122	256	261
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	3	0	0	3

【 量の見込みと確保方策 】

実績とアンケート調査による量の見込みが大きく乖離していることから、計画における量の見込みと確保方策を以下のとおり設定します。

○一時預かり事業

第一期事業計画に示した量の見込みと実績の乖離分を今回のアンケート調査による量の見込みに加味し、計画における量の見込みとして設定します。

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

実績が第一期事業計画に示した量の見込みを超えていたことから、実績を踏まえ、260 人日/年を計画における量の見込みとして設定します。

○子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

実績が第一期事業計画の量の見込みを超えることはなかったことから、第一期事業計画と同様に、20 人日/年を計画における量の見込みとして設定します。

単位：人日/年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,729	2,668	2,622	2,565	2,493
一時預かり事業	2,449	2,388	2,342	2,285	2,213
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	260	260	260	260	260
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	20	20	20	20	20
確保方策	2,729	2,668	2,622	2,565	2,493
一時預かり事業	2,449	2,388	2,342	2,285	2,213
子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	260	260	260	260	260
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	20	20	20	20	20

【 確保方策の内容 】

一時預かり事業については、認定子ども園及び保育所において、実施施設7か所での確保を図ります。子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）は1か所で実施します。また、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）は1か所で実施します。

② 時間外保育事業（延長保育事業）

【 概要 】

認定こども園（保育機能部分）や保育所において、通常の開所時間（11時間）を延長して保育を実施する事業です。

【 現状 】

平成30年度は、認定こども園5か所、保育所21か所で実施しており、市の補助事業（保育所7か所）及び公立施設による利用実績は次のとおりです。

単位：人／日

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児童数	531	480	448	385

【 量の見込みと確保方策 】

○アンケート調査の量の見込みと実績には乖離がありますが、自主事業等で実施している施設があることを勘案し、アンケート調査に基づいた量の見込みを計画における量の見込みとして設定します。

単位：人／日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	826	809	793	774	748
確保方策	826	809	793	774	748

【 確保方策の内容 】

市の補助事業に加え、自主事業による事業の実施により対応します。

③ 利用者支援事業

【 概要 】

子ども・子育て支援の推進にあたり、利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・援助等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業です。

事業形態は以下の3種類があります。

- ◎基本型（独立した事業として行われている形態）
- ◎特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）
- ◎母子保健型（保健師等の専門職が支援や連携を行う形態）

【 現状 】

平成28年度から、利用者支援事業（特定型）を1か所実施しており、平成30年度から利用者支援事業（母子保健型）を1か所実施しています。利用実績は次のとおりです。

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置箇所数	0	1	1	2
特定型	0	1	1	1
母子保健型	0	0	0	1

【 量の見込みと確保方策 】

特定型、母子保健型ともに設置数1か所を計画における量の見込みとして設定します。

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

【 確保方策の内容 】

特定型、母子保健型ともに1か所で、継続して事業を実施します。

④ 放課後児童健全育成事業（学童保育所・学童クラブ）

【 概要 】

保護者が就労により家庭にいない児童等に対して、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

【 現状 】

19 の小学校区のうち 17 校区に学童保育所・学童クラブを設置しており、未設置の 2 校区すべてで児童送迎事業を実施しています。学童保育所・学童クラブの利用希望者すべての入所ができないことから、待機児童が発生しています。利用実績は次のとおりです。 単位：人/日

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	687	710	756	773
定員	680	680	720	800

【 量の見込みと確保方策 】

○アンケート調査では、調査対象が年長児の保護者としており、実績とアンケート調査による量の見込みが大きく乖離しています。よって、平成 29 年 8 月に実施した大牟田市放課後児童健全育成事業に係る基本調査（調査対象：調査当時の年少児から小学 5 年生までの保護者）により算出した見込み量を、全体の量の見込みとします。なお、低学年と高学年の内訳は、実績における学年別割合を加味し、計画における量の見込みとして設定します。 単位：人/日

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,007	1,007	1,007	1,007	1,007
低学年	885	885	885	885	885
高学年	122	122	122	122	122
確保方策	970	980	990	1,000	1,007
低学年	853	861	870	879	885
高学年	117	119	120	121	122

【 確保方策の内容 】

定員の見直しや安全を確保した上での定員を超える受入れ、民間放課後児童クラブの活用など校区の状況に応じた待機児童対策を図り、令和 6 年度には 1,007 人を確保します。

⑤ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭で養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等において必要な預かりを行う事業です。

【 現状 】

本市では甘木山学園・乳児院1か所で実施しています。利用実績は、次のとおりです。

単位：人日／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用日数	19	36	4	40

【 量の見込みと確保方策 】

○アンケート調査に基づく量の見込みを計画における量の見込みとして設定します。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	70	69	67	66	64
確保方策	70	69	67	66	64

【 確保方策の内容 】

甘木山学園・乳児院1か所で事業を実施しており、今後も継続して実施します。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供や乳児及びその保護者の心身の状況・養育環境の把握を行うほか、養育相談や助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

生後4か月頃までの乳児がいる全家庭を、民生委員・児童委員協議会が市と連携して行っている「こんにちは赤ちゃん訪問」と、助産師・保健師による「産婦新生児訪問」の2本立てで訪問しています。利用実績は次のとおりです。

単位：人／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間訪問人数	700	675	700	668
訪問対象者	806	772	811	733
訪問実施率	86.8%	87.4%	86.3%	91.1%

【 量の見込みと確保方策 】

○対象児童推計数【0歳児】（令和2年713人、3年695人、4年675人、5年660人、6年642人）に目標訪問実施率を乗じて試算しました。

○訪問実施率は、平成27～30年度の4か年平均は87.9%、平成30年度は91.1%でした。目標訪問実施率は、より向上を目指し、92%を計画における量の見込みとして設定します。

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	655	639	621	607	590
確保方策	655	639	621	607	590

【 確保方策の内容 】

民生委員・児童委員協議会が市と連携し実施する「こんにちは赤ちゃん訪問」と助産師・保健師による「産婦新生児訪問」の2本立てで実施しており、今後も継続して実施します。

実施体制：保健師4名、助産師5名、民生委員・児童委員

実施機関：大牟田市子ども家庭課、福岡県助産師会、民生委員・児童委員協議会

⑦ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

⑦-1 養育支援訪問事業

【概要】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援することが特に必要と認められる乳幼児や保護者等に対し、養育が適切に行われるよう当該居宅において、養育に関する相談、指導・助言、その他必要な支援を行う事業です。

【現状】

支援が必要な乳幼児と保護者を対象に、保健師が家庭を訪問し、子育てに関する相談、保健指導、助言を行っています。利用実績は次のとおりです。

単位：人／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問人数	100	163	152	214

【量の見込みと確保方策】

出生数・人口は減少するが、要支援家庭は現状程度で推移すると想定し、第一期事業計画と同様に、221人／年を量の見込みとして設定します。

単位：人／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	221	221	221	221	221
確保方策	221	221	221	221	221

【確保方策の内容】

保健師4名体制で実施しており、今後も継続して実施します。

⑦-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【概要】

子ども支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、調整機関である児童家庭相談室の職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性向上と、連携強化のための取組みを実施する事業です。

【確保方策の内容】

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のための研修や啓発活動を実施するとともに、要保護・要支援児童等に関する情報の共有、支援方針の協議、ケースの進行管理を行います。

⑧ 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）

【 概要 】

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感に対応するため、3歳以下の乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

本市ではつどいの広場として1か所「えるる」で実施しています。

また、本市では類似事業として地区公民館で実施している「子育てふれあい広場」や子育てサークル等が独自に行っている交流等があります。利用実績は次のとおりです。

単位：人回／月

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用数	532	509	483	553

【 量の見込みと確保方策 】

○共働き世帯の増加や少子化の進行により利用者数は減少傾向にありますが、平成30年度は利用者が増加しています。このような中、実績が第一期事業計画の量の見込みを超えることはなかったことから、第一期事業計画と同様に、600人回／月を計画における量の見込みとして設定します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人回／月）	600	600	600	600	600
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

【 確保方策の内容 】

「えるる」1か所で事業を実施しており、今後も継続して1か所で事業を実施します。



⑨ 病児・病後児保育事業

【 概要 】

子どもが病気等のために保育所等に預けられない場合で、保護者が就労等により家庭での保育が難しいときに、子どもを医療機関等に併設した施設で預かる事業です。

【 現状 】

病後児保育事業は、平成 29 年 11 月から事業を休止していましたが、令和 2 年 1 月から病児・病後児保育事業として開始しております。利用実績は次のとおりです。

単位：人日／年

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用日数	162	131	154	-

【 量の見込みと確保方策 】

○実績とアンケート調査による量の見込みが大きく乖離していることから、第一期事業計画と同様に 1,160 人日を計画における量の見込みとして設定します。

単位：人日／年

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160
確保方策	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160

【 確保方策の内容 】

病児・病後児保育施設 1 か所で事業を実施しており、今後も継続して実施します。

⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【 概要 】

乳幼児又は小学生を対象として、育児の援助をしたい者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織であり、子どもの預かりを主とした相互援助活動を行う事業です（ここでは小学生が対象）。

【 現状 】

本市では1か所で実施しており、平成30年度末の会員数は787人（内訳：依頼会員636人、提供会員115人、両方会員36人）です。利用実績は次のとおりです。

単位：人日／年

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
延べ利用者数	627	748	540	815

【 量の見込みと確保方策 】

○実績とアンケート調査による量の見込みが大きく乖離していることから、第一期事業計画に示した量の見込みと実績の乖離分を今回のアンケート調査による量の見込みに加味し、計画における量の見込みとして設定します。

単位：人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	998	986	952	933	929
確保方策	998	986	952	933	929

【 確保方策の内容 】

1か所で事業を実施しており、今後も継続して実施します。

⑪ 妊婦健康診査

【 概要 】

妊娠中に定期的な健康診査を行うことにより、母児の健康管理を行う事業です。

【 現状 】

経済的な負担を少なくするために、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付し、母児の健康の保持増進を図っています。利用実績は次のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診対象者数 (人)	792	810	751	729
健診回数 (回)	9,945	9,824	9,712	8,978

【 量の見込みと確保方策 】

○対象児童推計数【0歳児】(令和2年713人、3年695人、4年675人、5年660人、6年642人)に健診回数過去4か年(平成27～30年度)の平均12.4回を乗じて試算し、計画における量の見込みとして設定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (A)					
受診対象者数 (人)	713	695	675	660	642
健診回数 (回)	8,841	8,618	8,370	8,184	7,960
確保方策 (B)					
健診回数 (回)	8,841	8,618	8,370	8,184	7,960

【 確保方策の内容 】

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を交付します。補助券は福岡県・熊本県・佐賀県・大分県の医療機関と福岡県内の助産所で使用できます。補助券が使用できない地域で受診した場合は、申請により基準額を上限として助成を行います。

検査項目：妊娠時期に応じた検査を実施

実施時期 (望ましい基準)：妊娠初期から妊娠 23 週まで おおむね 4 週間に 1 回
妊娠 24 週から妊娠 35 週まで おおむね 2 週間に 1 回
妊娠 36 週から出産まで おおむね 1 週間に 1 回

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

教育・保育施設において、実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象にその費用の一部を補助する事業です。

【 確保方策の内容 】

新制度に移行していない幼稚園に在籍する低所得世帯の負担軽減を図るため、副食費補助の実施を図ります。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

地域の教育・保育需要に沿った量的拡大を進める上で、多様な新規事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するために、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

【 確保方策の内容 】

適切な教育・保育を提供するため、特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、国の制度内容を踏まえ、職員の加配に必要な費用の補助の実施を図ります。



7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する国の施策の一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、令和元年10月に子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化が実施されています。

この改正により、子ども・子育て支援新制度による「子どものための教育・保育給付」の給付対象である幼稚園、保育所等に通う主に3歳以上の保育料が無償化されたことに加え、新たに「子育てのための施設等利用給付」が創設され、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園の預かり保育等の利用料の給付制度が定められています。

この新たな取組みとなる「子育てのための施設等利用給付」に関して、認定手続きや給付方法について、適正かつ円滑な実施を確保することにより、子育て世帯の経済的な負担軽減を図っていきます。





教育・保育の一体的提供及び 小学校との連携の推進

1 教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き世帯が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

本市では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った認定こども園への移行や幼稚園による長時間の預かり保育の支援に取組み、より質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

2 教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

3 小学校との連携の推進

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、幼保小の連携を教育指導計画に位置付け、連絡会を開催するとともに、生活科を中心に滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。



計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 関係機関・団体等との連携により計画を推進

市内関係機関及び団体等と連携して横断的に施策及び事業に取り組むとともに、市民と幼稚園・認定こども園・保育所などの教育・保育施設、学校等と連携し、子育て当事者及び関係団体等の多くの方の意見を取り入れながら以下の組織体制を中心に計画を推進します。

①大牟田市子ども・子育て会議

計画の推進にあたっては、幅広く市民等の意向を反映させるため市民や関係団体の代表者で構成する大牟田市子ども・子育て会議において、重要事項や計画の進捗状況についての協議・検討を行うとともに、各機関の連絡調整を図ります。会議で示された課題等については、適宜、市の関係部局を中心に検討し、関係機関とも連携を図りながら課題解決を図っていきます。

②大牟田市子ども・子育て委員会

庁内の関係各課が連携しながら、子どもの健やかな育成と子育て家庭への支援を推進していきます。推進にあたっては、庁内関係課の課長等で組織する委員会を核として取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

計画の評価にあたっては、施策の推進状況や事業の利用状況を把握しながら毎年度点検・評価し、計画の推進を図っていきます。また、点検・評価した内容は次年度からの事業に反映させていきます。以上の取組みにより、計画の評価、改善の流れをより実効性の高いものとし、計画の推進を図ります。

3 計画の見直し

施策及び事業の実施にあたっては、柔軟な取組みが必要であることから、点検・評価した結果等に基づき、必要に応じて計画の見直しを検討していきます。

資料編

1 計画策定の経過

時 期	内 容
平成30年11月26日	各委員へ資料送付により意見聴取 主な内容 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査について（調査票の内容）
平成30年12月20日	平成30年度 第2回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査について（調査票の内容）
平成31年1月17日 ～2月6日	第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査（就学前児童の保護者 2,000人）
令和元年5月22日	令和元年度 第1回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査結果について（調査結果の報告）
令和元年8月7日	令和元年度 第3回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画（案）について（計画策定の背景、現状・課題、計画の考え方等）
令和元年8月8日	令和元年度 第1回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画に係る市民アンケート調査結果について（調査結果の報告）
令和元年8月23日	令和元年度 第2回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画（案）について（計画策定の背景、現状・課題、計画の考え方等）
令和元年10月10日	令和元年度 第4回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画（案）について（施策、量の見込みと確保方策等）
令和元年10月31日	令和元年度 第3回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画（案）について（施策、量の見込みと確保方策等）
令和元年12月16日 ～令和2年1月15日	パブリックコメント実施
令和2年1月27日	令和元年度 第5回大牟田市子ども・子育て委員会（庁内会議） 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について
令和2年2月10日	令和元年度 第4回大牟田市子ども・子育て会議 主な議題 ・第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画（最終案）について
令和2年3月	第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画策定

2 大牟田市子ども・子育て会議

(1) 大牟田市子ども・子育て会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により本市に設置する大牟田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育、福祉、保健若しくは医療に関する団体の代表者又はその団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による市民（公募を行う日において市内に住所を有する子どもで、法第7条第4項に規定する認定こども園、幼稚園若しくは保育所又は小学校に通うものの保護者に限る。）
- (4) 市立小学校の校長

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に支障があると認めるとき、又は特に必要があると認めるときは、当該委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 大牟田市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	団 体 名	氏 名	備 考
学識経験者	前大牟田市教育委員会教育長	宮田 忠雄	会長
福祉団体の関係者	甘木山学園	坂口 明夫	
	大牟田市保育所連絡協議会	猿渡 保生	
	大牟田市民生委員・児童委員協議会	奥菌 睦子	R2. 2. 10 から
		松尾 礼子	R1. 11. 30 まで
	大牟田市社会福祉協議会	馬場 朋文	
	大牟田市学童保育所・学童クラブ連絡協議会	壬生 太	R1. 7. 1 から
守田 元哉		R1. 6. 30 まで	
保健医療団体の関係者	大牟田医師会	辻 裕子	副会長 R1. 7. 1 から
		古賀 龍夫	副会長 R1. 6. 30 まで
教育団体の関係者	大牟田市小学校長会	古賀 正広	
	大牟田市立小・中・特別支援学校PTA連合会	北原 佐弥香	R1. 7. 1 から
	大牟田市小学校父母教師会連合会	山本 純子	R1. 6. 30 まで
	大牟田地区私立幼稚園協会	杉本 正英	
市民公募委員	市民委員【公募】 ※幼稚園・認定こども園児の保護者	境 有加	R1. 7. 1 から
	市民委員【公募】 ※幼稚園児の保護者	笹隈 奈巳	R1. 6. 30 まで
	市民委員【公募】 ※保育所児童の保護者	梅崎 奈美	R1. 7. 1 から
		木村 あゆみ	R1. 6. 30 まで
	市民委員【公募】 ※小学生の保護者	櫻井 明日香	R1. 7. 1 から
木下 江里子		R1. 6. 30 まで	

敬称略

3 大牟田市子ども・子育て委員会

(1) 大牟田市子ども・子育て委員会要綱

(設置)

第1条 本市において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく大牟田市子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進を図るとともに、子どもやその保護者に関する行政施策を総合的かつ効果的に推進するため、大牟田市子ども・子育て委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大牟田市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の策定及び推進に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) その他子ども・子育て支援施策の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員9人以内をもって組織する。

- 2 委員長には保健福祉部子ども未来室長を、副委員長には保健福祉部子ども未来室子ども育成課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第5条 事業計画の策定及び推進に関する具体的な事項について調査し、研究し、及び協議するため、委員会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、委員の属する課の職員をもって構成する。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、保健福祉部子ども未来室子ども育成課に事務局を置く。

- 2 委員会の事務局は、保健福祉部子ども未来室子ども育成課の職員をもって構成する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 名	職 名
企画総務部	総合政策課長
市民協働部	生涯学習課 青少年担当課長
	人権・同和・男女共同参画課長
保健福祉部	保健福祉総務課 企画担当課長
	健康福祉推進室 福祉課長
	健康福祉推進室 福祉課 障害福祉担当課長
	子ども未来室 子ども家庭課長
教育委員会事務局	学校教育課長
	学校教育課指導室長

(2) 大牟田市子ども・子育て委員会名簿

○ 平成30年度

役 職	氏 名	職 名
委員長	桑原 正彦	保健福祉部 子ども未来室長
副委員長	高口 恵子	保健福祉部 子ども未来室 子ども家庭課長
委 員	藤丸 直也	企画総務部 総合政策課長
	境 康晴	市民協働部 生涯学習課 青少年担当課長
	平田 浩司	市民協働部 人権・同和・男女共同参画課長
	伊藤 英彦	保健福祉部 保健福祉総務課 企画担当課長
	橋本 強	保健福祉部 健康福祉推進室 健康長寿支援課長
	松藤 修二	保健福祉部 健康福祉推進室 健康長寿支援課 障害・援護担当課長
	平河 良	教育委員会 事務局 学校教育課長
	荒木 秀敏	教育委員会 事務局 学校教育課 指導室長

○ 令和元年度

役 職	氏 名	職 名
委員長	桑原 正彦	保健福祉部 子ども未来室長
副委員長	村上 陽子	保健福祉部 子ども未来室 子ども育成課長
委 員	藤丸 直也	企画総務部 総合政策課長
	楠 修	市民協働部 生涯学習課 青少年担当課長
	平田 浩司	市民協働部 人権・同和・男女共同参画課長
	伊藤 英彦	保健福祉部 保健福祉総務課 企画担当課長
	橋本 強	保健福祉部 健康福祉推進室 福祉課長
	松藤 修二	保健福祉部 健康福祉推進室 福祉課 障害福祉担当課長
	高口 恵子	保健福祉部 子ども未来室 子ども家庭課長
	平河 良	教育委員会 事務局 学校教育課長
	荒木 秀敏	教育委員会 事務局 学校教育課 指導室長

4 関連施設一覧表（令和2年3月現在）

（1）保育所

施設名	所在地
歴木保育所	大字歴木 824-1
天領保育所	天領町 1 丁目 113-6
久福木の森保育園	大字久福木 46-5
小鳩保育園	駛馬町 52
笹原保育所	新勝立町 5 丁目 4
白鷺保育園	大字岬 2923-1
上官保育園	上官町 1 丁目 7-6
青龍保育園	大字倉永 117-2
萩尾保育園	萩尾町 1 丁目 316-1
緑保育所	右京町 45
草木保育園	大字草木 363
くるみ保育園	沖田町 234
光円寺保育園	浜田町 12-3
不知火保育園	南船津町 1 丁目 2-2
中町保育園	中町 2 丁目 9-5
白銀保育所	大字白銀 967-29
三池保育園	大字新町 185
竹の子保育園	三川町 2-3
高取保育園	大字歴木 4-168
小浜保育所	小浜町 42-28
みずほ保育園	通町 2 丁目 2-10
日の出保育所	下白川町 2 丁目 18-2

(2) 幼稚園

施設名	所在地
銀水幼稚園	大字田隈 507
明治幼稚園	中町 2 丁目 3-3
吉野天使幼稚園	大字吉野 1960

(3) 認定こども園

施設名	所在地
若草幼稚園	上官町 3 丁目 105
大傘田たちばな幼稚園	大字橋 569-3
しらかわ幼稚園	中白川町 2 丁目 1-21
はやめ幼稚園	黄金町 1 丁目 406
めぐみ幼稚園	正山町 9
たから幼稚園	宝坂町 1 丁目 63
光の子幼稚園	古町 1-3
大傘田天使幼稚園	有明町 2 丁目 2-12
高取聖マリア幼稚園	大字歴木 735-1

(4) 学童保育所・学童クラブ

施設名	所在地
三池学童保育所	大字新町 289-1 三池小学校内専用施設
高取学童保育所	大字歴木 1807-58 高取小学校内余裕教室
中友学童保育所	中友町 1-20 中友小学校内余裕教室
みなと学童保育所	上屋敷町 2 丁目 3-1 みなと小学校内専用施設
白川学童保育所	中白川町 1 丁目 183 白川小学校内余裕教室

施設名	所在地
銀水学童保育所	大字田隈 175-12 専用施設
吉野学童保育所	大字白銀 959 吉野小学校内専用施設
手鎌学童保育所	大字唐船 383-1 専用施設
羽山台学童保育所	大字草木 587-3 羽山台小学校内専用施設
明治学童保育所	明治町 2 丁目 21-1 明治小学校内余裕教室
大正学童保育所	大正町 5 丁目 5-9 大正小学校内余裕教室
倉永学童クラブ	大字倉永 1307 倉永小学校内地域連携施設
平原学童クラブ	平原町 333 平原小学校内地域連携施設
天領学童クラブ	天領町 1 丁目 145-1 天領小学校内地域連携施設
天の原学童クラブ	笹原町 3 丁目 116 天の原小学校内地域連携施設
大牟田中央学童クラブ	笹林町 1 丁目 1-3 大牟田中央小学校内地域連携施設
手鎌学童クラブ	大字唐船 395 手鎌小学校内地域連携施設
駛馬学童クラブ	馬場町 17 駛馬小学校内地域連携施設
吉野学童クラブ	大字白銀 967-17 吉野小学校内地域連携施設

(5) 児童相談所

施設名	所在地
大牟田児童相談所	西浜田町 4-1

(6) つどいの広場

施設名	所在地
つどいの広場	新栄町 6-1 (えるる内)

(7) 児童家庭支援センター

施設名	所在地
子ども家庭支援センター あまぎやま	大字甘木 1158

(8) 乳児院

施設名	所在地
甘木山乳児院	大字甘木 1158

(9) 児童養護施設

施設名	所在地
甘木山学園	大字甘木 1158

(10) 福祉型児童発達支援センター

施設名	所在地
りんどう学園	大字今山 755

(11) 助産施設

施設名	所在地
大牟田市立病院助産施設	宝坂町 2 丁目 19-1

(12) 小学校

施設名	所在地
みなと小学校	上屋敷町 2 丁目 3-1
天領小学校	天領町 1 丁目 145-1
馳馬小学校	馬場町 17
天の原小学校	笹原町 3 丁目 116
玉川小学校	大字櫟野 2710-1

施設名	所在地
大牟田中央小学校	笹林町 1 丁目 1-3
大正小学校	大正町 5 丁目 5-9
中友小学校	中友町 1-20
明治小学校	明治町 2 丁目 21-1
白川小学校	中白川町 1 丁目 183
平原小学校	平原町 333
高取小学校	大字歴木 1807-58
三池小学校	大字新町 289-1
羽山台小学校	大字草木 587-3
銀水小学校	大字田隈 239
上内小学校	大字上内 1575-1
吉野小学校	大字白銀 967-17
倉永小学校	大字倉永 1307
手鎌小学校	大字唐船 395

(13) 中学校・特別支援学校

施設名	所在地
宅峰中学校	右京町 1
宮原中学校	米生町 2 丁目 26
松原中学校	大正町 5 丁目 4-16
白光中学校	椿黒町 32
歴木中学校	大字歴木 1150
田隈中学校	大字田隈 338
橘中学校	大字橘 664-1
甘木中学校	大字甘木 613-1
大牟田特別支援学校	天道町 24

(14) 生涯学習・文化施設

施設名	所在地
中央地区公民館	原山町 13-3
三川地区公民館	上屋敷町 1 丁目 12-3
勝立地区公民館	新勝立町 4-1-1
吉野地区公民館	大字白銀 781-3
三池地区公民館	大字三池 629-2
手鎌地区公民館	大字手鎌 1300-42
駿馬地区公民館	馬込町 1-20-1
リフレスおおむた	大字四ヶ 1221
図書館	宝坂町 2 丁目 2-3
三池カルタ・歴史資料館	宝坂町 2 丁目 2-3
文化会館	不知火町 2 丁目 10-2
市民活動等多目的交流施設 えるる	新栄町 6-1

(15) 教育相談

施設名	所在地
教育相談室	黄金町 1 丁目 34

(16) 青少年相談

施設名	所在地
少年センター	新栄町 6-1 (えるる内)

5 用語集

【あ行】

●医療的ケア児

日常生活を送るうえで医療的なケアと医療機器を必要とする子ども。具体的には、たん吸引が欠かせない子どもや、胃や腸などから経管栄養を受けている子どもなど。

●大牟田市子ども支援ネットワーク

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、本市に設置しているもの。16の関係機関等で構成しており、要保護・要支援児童等の早期発見・早期対応を図るため、必要な情報の交換や支援内容の協議を行っている。

【か行】

●確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

●企業主導型保育事業

仕事と子育ての両立支援を図ることを目的として、平成28年度に内閣府が開始した助成制度。企業等が従業員のための保育施設を設置し、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を図るもので、内閣府が整備費及び運営費を助成する事業。

●高等職業訓練促進給付金等事業

ひとり親家庭の母又は父が看護師や介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業をする場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間（上限48か月）に毎月訓練促進給付金を支給するとともに、修了後に修了支援金を支給する。

●交流教育事業

すべての子どもの豊かな人間形成や社会性を図るとともに、障害のある児童生徒等に対する理解と認識の推進に資することを目標として、市内の特別支援学校、小・中学校の特別支援学級の児童生徒が、小・中学校等の児童生徒や地域社会の人々と活動を共有し、ふれあう機会を設ける事業。

●子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に向けて令和2年度末までに女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

●子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠の届出等の機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健や医療、福祉、教育等の地域の関係機関との連絡調整を行うことにより、切れ目ない支援を行う。

●子ども家庭総合支援拠点

すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般、継続的なソーシャルワーク業務を行う機能を担う拠点。

●子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」の3法。

【さ行】

●自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発の取組みを支援するもので、受講した教育訓練講座の受講料の6割（上限20万円×修業年数、1万2千円を超える場合に限る）を支給する。ただし、雇用保険法の教育訓練給付金等の受給資格を有している人は、教育訓練給付金等の支給額を差し引いた額を支給する。受講前に申請を行い、講座の指定を受ける必要がある。

●新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした対策。

●潜在的ニーズ

表に表れず潜在化しているニーズ。例えば来年度に就業し、保育サービス等を利用したいと思っている人たちのニーズ。

●早期教育連絡協議会

障害のあるまたは障害の疑いのある幼児・児童の早期から教育相談ネットワーク化を図り、保護者への支援及び適切な教育相談の在り方等について意見交換を行う組織。

【た行】

●地域型保育事業

主に3歳未満児を対象とし、多様な保育ニーズへのきめ細かな対応や質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援することを目的とした事業。次の4事業を指すもので、①家庭的保育事業（定員5人以下、家庭的保育者の居宅等での保育事業）、②小規模保育事業（定員6～19人、保育者の居宅や施設等での保育事業）、③居宅訪問型保育事業（1対1の個別ケア、保護者の自宅での保育事業）、④事業所内保育事業（事業所の保育施設での保育事業で、従業員の子どもと地域の子どもの保育を行うもの）がある。

●提供区域

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」が適切に提供されるようにその「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、市町村が地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

●特定教育・保育施設

市町村が施設型給付費の対象とする幼稚園・認定こども園・保育所。

●特定地域型保育事業

市町村が地域型保育給付費の対象とする地域型保育事業者が行う事業。

●特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

●特別支援教育支援員

通常の学級に在籍する配慮を要する児童生徒に対し、学校での生活面や学習面において支援を行う者。学習への集中力を高め、安心して学校生活を送ることができるよう促すもの。

【な行】

●認定こども園

幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。地域における子育て支援を行う機能を持ち、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。

【は行】

●放課後子ども教室

すべての就学児童（小学生）を対象として、学校の余裕教室等の安全・安心な子どもの居場所にて、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組みを行う場。

【や行】

●要保護・要支援児童等

保護者のない児童、保護者に監護させることが不適當な児童及びその保護者、保護者の養育を支援することが必要な児童等をいう。虐待を受けた子どもに限らず、非行児童も含まれる。

【ら行】

●量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

第二期大牟田市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 福岡県大牟田市保健福祉部子ども未来室子ども育成課
〒836-8666 福岡県大牟田市有明町2丁目3番地
TEL 0944-41-2248
